

通知に関する申出書

年 月 日

独立行政法人住宅金融支援機構 殿

申込本人	住所			
	氏名 (自署)		TEL	
連帯債務者	住所			
	氏名 (自署)		TEL	
通知義務者	住所			
	氏名 (自署)		TEL	(携帯)
				(自宅)
	勤務先等 (上記以外の連絡先)		TEL	
	申込本人との続柄		<input type="checkbox"/> 法定相続人 <input type="checkbox"/> 法定相続人以外	

- 通知義務者は、申込本人又は連帯債務者が死亡した場合に、速やかに貴機構受託金融機関に対して、その旨を通知することを確約いたします。
- 通知義務者が法定相続人である場合、通知義務者は、申込本人及び連帯債務者が死亡した際、融資住宅及び敷地についての今後の方針と返済方法（融資住宅及び敷地を売却することにより元金を一括して返済又は法定相続人が手元金等で残債務を完済）を選択し、原則として6か月以内に貴機構受託金融機関に届け出ることについて同意します。
※ 法定相続人がいない場合は、住宅金融支援機構が融資住宅及び敷地を競売により売却し、元金に充当します。
- 申込本人及び連帯債務者は、通知義務者が死亡、行方不明等で通知義務を履行することが困難となった場合には、当該通知義務者に代えて、他の通知義務者を選定し、本書式「通知に関する申出書」を改めて差し入れることを併せて確約いたします。
なお、貴機構が申込本人又は連帯債務者の相続による債務の承継人を確定するため、申込本人及び連帯債務者の本籍地の記載のある住民票が必要であることを認め、貴機構が当該目的に限って利用するために、当該住民票を添付いたします。

(特記事項)

- 通知義務者は、法定相続人がいる場合、法定相続人とすること。法定相続人がいない場合は、原則として、親族（内縁関係の方、婚約者及び同性パートナーを含みます。）とすること。
- 申込本人、連帯債務者、通知義務者は必ず、本申出書の写しを保管すること。